

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の 整備に関する政令（案）について

I. 改正の背景

第 217 回国会で成立し、公布された道路法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）は、自然災害の頻発や道路の老朽化等により、安全かつ円滑な道路交通の確保の重要性が増大していることに鑑み、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足への対応、道路分野における脱炭素化の推進等の措置を講ずるものである。

改正法においては、

- ・連携協力道路制度の創設（改正法による改正後の道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「改正道路法」という。）第 20 条の 2）
- ・国土交通大臣が地方管理の防災拠点自動車駐車場の改築等を代行する制度を創設（改正道路法第 48 条の 29 の 5）
- ・道路管理者による道路脱炭素化推進計画の策定等（改正道路法第 48 条の 67）
- ・道路脱炭素化推進計画に基づく脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和（改正道路法第 33 条第 2 項第 3 号）

等の規定について、改正法の公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

そこで「道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」において、これらの施行に必要な規定の整備を行う。

II. 改正の概要

- （1）道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正
国土交通大臣が都道府県又は市町村に代わってこれらの地方自治体の管理する防災拠点自動車駐車場を改築等する場合に代行する権限等について規定の整備を行う。
その他、道路の脱炭素化の推進のため占用許可基準を緩和する物件及びその設置場所として、道の駅の上屋に設置する太陽光発電設備、SA・PAに設置するEV充電器等を位置づける。
- （2）道路整備特別措置法施行令（昭和 31 年政令第 319 号）の一部改正
高速道路会社等が道路の管理を行う場合の改正道路法の適用にあたって必要な技術的読替えについて、規定の整備を行う。
- （3）道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 17 号）の一部改正
トイレコンテナ等の設置に対する無利子貸付制度の施行にあたって必要な規定の整備を行う。
- （4）高速自動車国道法施行令（昭和 32 年政令 205 号）及び日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成 17 年政令第 203 号）の一部改正
国土交通大臣が高速自動車国道の管理を行う場合及び管理有料高速道路承継会社が管理有料高速道路の管理を行う場合の改正道路法の適用にあたって必要な技術的読替えについて、規定の整備を行う。
- （5）その他所要の改正を行う。

III. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 9 月下旬
施 行：令和 7 年 10 月 1 日